第3期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画

令和３年３月

太子町

● 計画策定の背景

少子高齢化、核家族や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加、ライフスタイルの多様性に伴って本町を取り巻く社会情勢は変化をしており、一人ひとりが抱える課題も多種多様で複層化してきています。これらの諸課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域でともに暮らす住民が福祉ニーズに目をむけ、地域全体で課題の解決に取り組むことが求められています。

地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題を「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現のためには、行政の施策・取り組みの充実はもとより、地域住民同士の助け合い・支え合いの心の醸成・再構築が必要です。また、「地域福祉」に関する取り組みの充実は、まちを豊かにしていくということはもとより、いつまでも住み続けられる地域の構築には欠かせない視点となってきています。

こうした背景から、本町では、引き続き総合的な福祉施策を推進していくため、住民や関係団体との協働による地域福祉活動の充実に努め、「第3期太子町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という）を策定し、全ての住民が安心して生活できる地域共生社会の実現をめざします。

● 地域福祉の考え方

「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域社会の一員であることを認識しつつ、居住する地域において安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方のことを言います。

これからは従来の固定的な役割分担ではなく「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。そのため、行政や太子町社会福祉協議会（以下、「町社協」という）をはじめ、すべての地域住民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、連携・協働することが重要です。

「自助」とは
日常生活において、自分でできる範囲のことは自分で行い、住民一人ひとりが豊かな生活を送るために努力すること。

「互助」とは
近隣の人との日頃の声かけや見守りをはじめ、ボランティアや住民組織での活動等、住民同士の助け合い・支え合い。

「共助」とは
介護保険、医療保険等の相互負担による社会保険制度を活用し、必要に応じて様々なサービスを受けること。

「公助」とは
税の負担による公的サービスのことで、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等の生活保障や権利擁護等のこと。

● 計画策定の視点

縦割りでない分野横断的な支援やサービス（居住や就労等への支援、共生型サービスの展開、分野横断的な事業の実施、虐待防止や権利擁護等）の更なる展開と、様々な分野をまたぐ複合的な課題に対して相談者や世帯の属性や年齢に関わらず受け止めて支援につなぐ包括的な支援体制の整備が求められています。

本町では、このような策定の視点に基づいて、これまで推進してきた福祉関連個別計画の様々な施策の共通軸を定めるとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や公私の社会福祉関係者の連携を強めて地域力を高める取り組みを推進します。そのため、地域の現状と課題を把握し、関係機関と情報共有しながら施策・事業を展開することとし、福祉に根ざした地域づくりと包括的な支援体制づくりを着実に推進していきます。

「地域共生社会」の実現のため、めざす包括的な支援体制（概念図）

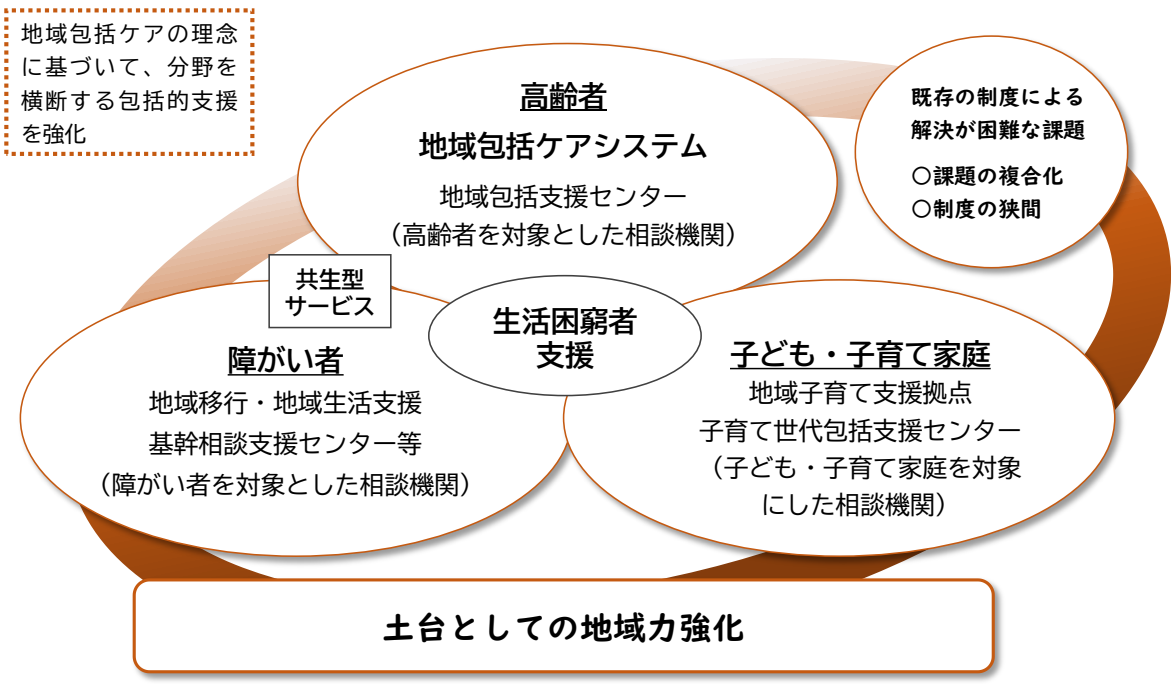

※「共生型サービス」とは？

介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けることで、高齢者・障がい者の区分なくサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等）を提供すること。

● 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、「まちづくりの指針」等の最上位計画がめざす将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する個別計画（高齢者、子ども、障がい者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連等の個別計画の上位計画として位置づけます。

本町では、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に「成年後見制度利用促進計画」を包含し、3つの計画を一体的に策定します。

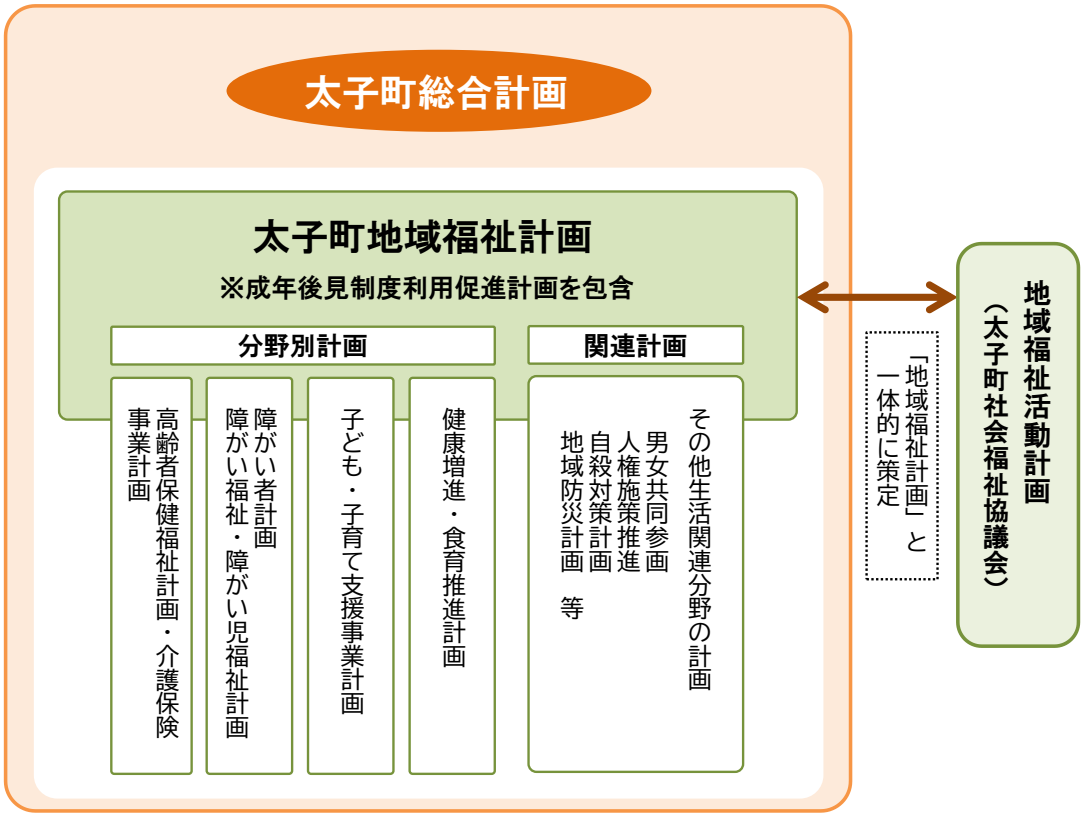

● 計画の期間

本計画について、計画期間を令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とし、定期的に取り組み状況を点検・精査します。

● 計画で取り組むべき課題

〇どのような相談でも受け止められる包括的な相談支援の充実
〇行政における全庁的・分野横断的な支援体制づくりと町社協との協力・連携の強化
〇生活困窮者・障がい者等への就労支援・居住支援
〇成年後見制度の利用促進等による権利擁護の推進
〇あらゆる人への虐待や暴力の防止と早期発見・早期対応できる体制づくり
〇若年層から高齢層までの多世代による地域活動への参画
〇地域住民同士の関係を築く機会やサロン活動等の場の充実
〇地域における災害時支援体制づくり
〇新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防対策
〇地域福祉に対する理解の促進と活動を支える人材（後継者）の育成
〇地域で活動する団体や関係機関の交流や情報共有

計画の理念と体系

住民同士の助け合い・支え合いが地域に定着し、持続可能な福祉の町となることをめざして、基本理念のもとに取り組みを進めます。

《基本理念》

みんなが支え合いつながるまち ーたいしー
すべての住民が安心していきいきと暮らせるまち

《基本目標》	《施策の方向性》
1　必要な支援につながる体制づくり	1－1　相談支援体制の充実
	1－2　情報提供の充実
2　必要な支援が行き届く体制づくり	2－1　セーフティネット機能の充実
	2－2　見守り活動の充実
	2－3　虐待防止と権利擁護の推進
3　いつまでも暮らせる地域づくり	3－1　地域活動の充実
	3－2　施設を活用した住民交流の促進
	3－3　すべての人が住みやすい生活環境づくり
	3－4　健康に暮らせる地域づくり
	3－5　地域における子育て支援の充実
	3－6　災害時支援体制と感染症対策の充実
4　地域福祉活動の担い手づくり	4－1　ボランティア活動の充実
	4－2　地域における担い手の育成

● 基本目標と施策の展開

基本目標1　必要な支援につながる体制づくり

- 地域共生社会の理念に基づき、どのような相談内容であっても受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制づくりに努めます。
- 様々な媒体により、地域住民に必要な情報が適切に届く体制づくりを進めます。

施策の方向性　1－1　相談支援体制の充実

◆ 身近な地域の相談相手として、住民に対して民生委員・児童委員の活動の周知を図るとともに、行政窓口、町社協、各専門相談機関の機能強化と職員の資質の向上に努めます。

◆ 地域共生社会の理念に基づき、どのような相談内容であっても受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制づくりを進めます。

施策の方向性　1－2　情報提供の充実

◆ 広報紙やホームページ等を充実することにより、地域住民に必要な情報が適切に届く体制づくりを進めます。

基本目標2　必要な支援が行き届く体制づくり

- セーフティネット機能を充実し、支援を必要とする人や世帯に支援が行き届くように努めます。
- 日頃からのあいさつ・声かけをはじめ、支援を必要とする人の情報把握等により地域での見守り体制の充実に努めます。
- 高齢者・障がい者・子ども等への虐待防止と早期発見・早期対応の体制づくりを推進するとともに、成年後見制度等の権利擁護に関する制度の利用を促進します。

施策の方向性　2－1　セーフティネット機能の充実

◆ 住み慣れた地域で誰もが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、また、支援を必要とする人が地域で孤立することのないよう、支援を必要とする人や世帯の状況や情報を把握し、適切な支援が行き届くように努めます。

施策の方向性　2－2　見守り活動の充実

◆ 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、また、支援を必要とする人が地域のなかで孤立することのないよう、日頃からのあいさつ・声かけをはじめ、支援を必要とする人の情報把握等により地域での見守り体制の充実に努めます。

施策の方向性　2－3　虐待防止と権利擁護の推進

◆ 配偶者等に対する暴力や高齢者・障がい者・子ども等への虐待防止に向け、通報・相談体制の充実を図るとともに、関係機関によるネットワークを整備し、早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。

◆ 判断能力が十分でない認知症の人、知的障がい者、精神障がい者等の権利が守られ、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護について周知を図り、日常生活自立支援事業の利用促進に努めます。

基本目標3　いつまでも暮らせる地域づくり

- 地域住民や地域間のつながりを深めるため、環境美化活動や各種イベント等を通して、多世代の地域住民同士のつながりや地域への愛着を育みます。
- 地域活動の場として、既存施設の有効活用に努めます。
- 道路・歩道、公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、新たな移動手段の検討を行います。
- 生涯にわたり健康でいられるよう、保健・医療体制の充実と健康づくりに取り組みます。
- 子どもと子育て家庭に対して、地域全体で支援する体制づくりに努めます。
- 災害時の体制づくりと、新型コロナウイルスをはじめとする感染症予防に努めます。

施策の方向性　3－1　地域活動の充実

◆ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、人とひと、地域間のつながりを深めるため、環境美化活動や、ふれあい TAISHI、竹内街道灯路祭り、太子聖燈会等のイベントを通して、多世代の地域住民同士のつながりや地域への愛着を育みます。

施策の方向性　3－2　施設を活用した住民交流の促進

◆ 地域活動の場として、公民館、集会所や公共施設等、既存施設の有効活用に努めます。

施策の方向性　3－3　すべての人が住みやすい生活環境づくり

◆ 誰もが安心して安全に外出できるよう、道路・歩道をはじめ、公共施設や交通機関等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、安心して暮らし続けられる移動手段の検討を行います。

施策の方向性　3－4　健康に暮らせる地域づくり

◆ 町の健康増進計画・食育推進計画に基づき、ライフステージに着目しながら、生涯にわたって必要な知識や情報の普及・啓発と、運動、食生活、飲酒、喫煙、こころの健康等に関する情報発信と相談・指導等を実施します。

施策の方向性　3－5　地域における子育て支援の充実

◆ 家庭教育における親の役割は重要であり、親に対するサポートも必要となることから、地域全体で子育てをする親と子どもを見守り、支援していく体制づくりを進めます。

施策の方向性　3－6　災害時支援体制と感染症対策の充実

◆ 日頃から要配慮者を見守りながら、地域での助け合い・支え合いの関係を築き、いざというときには個人情報保護条例に基づいた情報共有による要配慮者の安否確認や支援を行なえる体制づくりを進めます。

◆ 日常生活や地域福祉活動において、新型コロナウイルス等の感染症に対して必要な情報提供・支援を行うとともに、感染症予防のための「新しい生活様式」を実践できるよう、広報・啓発に努めます。

基本目標4　地域福祉活動の担い手づくり

- ボランティアに対する意識の高揚とボランティア活動に積極的に関わることができる環境づくりに努めます。
- 地域福祉活動を支える担い手の育成に努めます。

施策の方向性　4－1　ボランティア活動の充実

◆ 住民のボランティア意識の向上と担い手の育成のため、町社協と連携して、幅広い年齢層がボランティアに関われるよう様々な事業や支援を行います。

◆ 住民の多彩な能力を地域福祉活動やボランティア活動に生かすことができる環境づくりを進めます。

施策の方向性　4－2　地域における担い手の育成

◆ 町社協が行う小地域福祉活動の主体的な推進を図るため、地域におけるキーパーソンとなる人の育成を進めます。

◆ 子ども会や青年会等だけでなく、町会・自治会等についても若い世代が積極的に関われる環境づくりを進め、多世代が共に地域の担い手となれる環境づくりに努めます。

● 協働体制による計画の推進

計画に基づく施策を推進していくためには、地域住民、地域住民組織、福祉サービス事業者、関係機関・団体、町社協と行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的な視点から各目標に取り組み、協力して活動を推進することが重要であるため、次のような役割のもとに協働体制による推進をめざします。

【各主体の役割】

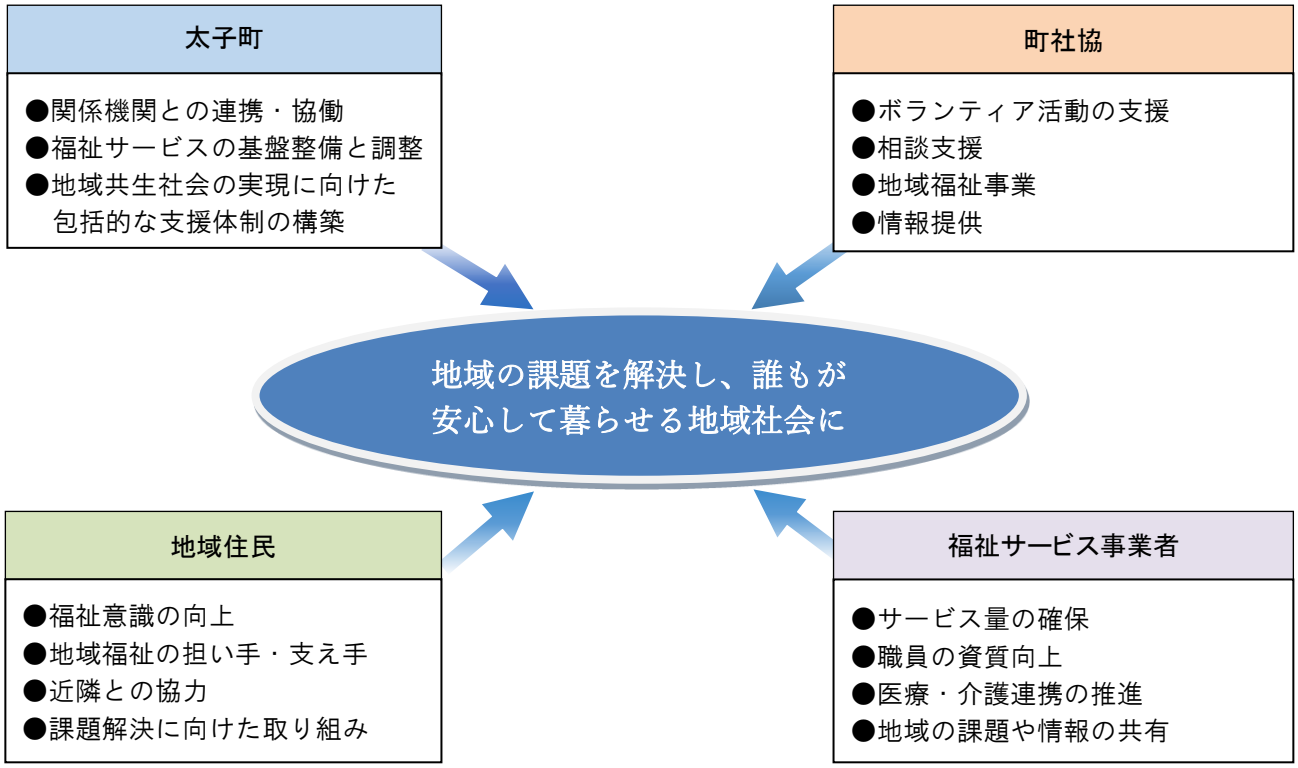

第3期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画

令和3年3月発行

発　行：太子町

編　集：太子町・社会福祉法人　太子町社会福祉協議会

太子町（担当：福祉課）

住所：〒583-8580　大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地　TEL：0721-98-5519

社会福祉法人　太子町社会福祉協議会

住所：〒583-0991　大阪府南河内郡太子町大字春日 963 番地 1　太子町立総合福祉センター内

TEL：0721-98-1311